

令和2年3月16日

練馬区立旭丘小学校 保護者の皆様へ

練馬区立旭丘小学校  
校長 関口 一也

### 臨時休業期間中の小学校の校庭の利用について

日頃より旭丘小学校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、練馬区では令和2年3月2日から春休みまでを臨時休業期間としておりますが、この度、区立全小学校の校庭を児童の運動等の活動場所として提供することとなりました。

このことを踏まえ、下記のとおり旭丘小学校の校庭を利用できるようにいたしますので、お知らせします。

なお、今後の状況の変化に応じて、対応を変更する場合があります。その際は改めてお知らせいたします。

### 記

- 1 利用できる場所  
旭丘小学校の校庭  
※体育館は利用できません。(雨天時含む)
- 2 対象者  
旭丘小学校の児童(全学年)
- 3 期間および時間
  - (1) 期間  
令和2年3月17日(火)、18日(水)、19日(木)、23日(月)
  - (2) 時間  
9時00分～12時00分(1年～6年生)
- 4 利用にあたっての留意事項
  - (1) 利用できるのは本校に在籍の児童のみです。保護者・幼児・中学生等の利用はできません。
  - (2) 校庭を利用する際には、健康観察票をもたせてください。(検温を行うなど、事前にお子様の健康観察を行ってください。) 発熱や風邪の症状がある場合は、利用できません。
  - (3) 学校の教職員が見守りを行います。遊びの約束については、学校の休み時間に準じます。縄跳びを持参しても構いませんが、毎回、持ち帰りをお願いします。お子様にご指導ください。
  - (4) 弁当やおやつを校庭で食べることはできません。
  - (5) 自転車で学校に来ることはできません。行き帰りのお子様の安全管理は、保護者の責任において行っていただきますようお願いいたします。
  - (6) トイレは、校舎西側1階のトイレを開放いたします。利用後は、薬用石鹸での手洗いをするようにさせたいと思いますので、ハンカチやハンドタオルを持たせてください。手洗い場は、校庭西側の手洗い場のみ利用させるようにいたします。
- 5 その他  
春季休業中の児童の校庭の利用については、改めてお知らせいたします。

### 【問い合わせ】

旭丘小学校 副校長 青木千恵  
電話 3957-2151